

広島県告示第千三百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年十二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成三十年広島県告示第百二十四号		
所在地	広島県東広島市高屋町桧山及び同市高屋町宮領地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類	入野川右（七三三二隣a― 一） 土石流
	区域の名称	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類	入野川右（七三三二隣a― 一） 土石流
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類	入野川右（七三三四a） 土石流
	区域の名称	土砂災害の自然発生の原因となる現象の種類	入野川右（七三三四a） 土石流